

協議離婚の記入例

(もとの氏に戻して新しい戸籍をつくる場合)

離婚届出時点での住民登録地を記入
※離婚届と同時に転出届をする場合でも届出前の住所を記入

話し合いによる離婚は協議離婚にチェック

婚姻時に氏が変わった方が旧姓に戻る場合のみ記入

●婚姻前の戸籍にもどる場合
⇒☑もとの戸籍にもどる

●新しく旧姓で戸籍をつくる場合
⇒☑新しい戸籍をつくる

※もとの戸籍がすでに除籍となっている場合は新しい戸籍をつくってください。

※婚姻時に氏が変わった方が、現在の氏を引き続き使用する場合は、この欄には記入せず、別途戸籍法77条の2の届出が必要です。

未成年の子の親権について、**父母の一方または父母双方に決めて、該当する欄に子の氏名(フルネーム)を記入**

家庭裁判所で親権者の指定を求める家事審判(調停)の申立てをしている場合は、この欄に子の氏名(フルネーム)を記入し、親権者指定の調停が成立または審判が確定した日を含めて10日以内に、親権者指定届出の必要があります。調停による場合は、調停調書の謄本、審判による場合は審判書の謄本と確定証明書を添付してください。

離婚届

令和 8年 4月 1日 届出
午前・午後 時 分

兵庫県伊丹市長 殿

受理 令和 年 月 日	第 号					
通知(送付) 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(フリガナ) 夫 イタミ タロウ 妻 イタミ イチコ
(1) 氏名 伊丹 太郎 伊丹 市子
生年月日 昭和 59年 1月 10日 昭和 元年 7月 22日
住所 兵庫県伊丹市宮ノ前2丁目2番2-202号 兵庫県伊丹市池尻4丁目1番地1
(2) 本籍 兵庫県伊丹市宮ノ前2丁目2 兵庫県伊丹市池尻4丁目1番地1
筆頭者の氏名 伊丹 太郎
父母及び養父母の氏名 夫の父 伊丹 一三 続き柄 長男 妻の父 昆陽 道夫 続き柄 長男 母 榮子 続き柄 長男 母 春子 続き柄 長男
養父母の氏名 養父 長男 続き柄 長男 養父 長男 続き柄 長男 養母 長男 続き柄 長男 養母 長男 続き柄 長男
(3) 離婚の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日確定
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍 兵庫県神戸市下山手通五丁目10番地 フリガナも記入してください。 コヤ イチコ 昆陽 市子
未成年の子の氏名 父(夫)が親権を行う子 伊丹 春太 母(妻)が親権を行う子 伊丹 夏子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子
夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
事件簿番号

親権者の定めについて真意に基づいて合意した旨にチェック
未成年の子がいる場合は夫婦双方のチェックが必要

(6) 同居の期間 昭和(平成)令和 28年 4月 から 昭和(平成)令和 4年 5月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(7) 別居する前の住所 兵庫県伊丹市宮ノ前2丁目2番2-202号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と夫妻の職業 <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を併せている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年の4月1日から翌年3月31までに届出をするときだけ書いてください)
(9) 夫の職業 妻の職業
(10) 夫の職業 妻の職業
その他
届出人署名 夫 伊丹 太郎 妻 伊丹 市子 (※押印は任意)

別居していない場合は空欄

署名は必ず本人が自署してください。

証人(協議離婚のときだけ必要です)	
署名 昆陽 道夫 昆陽 春子 (※押印は任意)	
生年月日 昭和 37年 11月 25日 昭和 40年 12月 22日	
住所 兵庫県伊丹市池尻4丁目1番地1 左に同じ	
本籍 兵庫県伊丹市池尻4丁目1番地1 左に同じ	

協議離婚の場合は、成人2名の証人が必要
必ず証人本人に署名してもらってください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
取決めをしている。 □まだ、決めていない。
子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全てを行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
取決めをしている。 □まだ、決めていない。
親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
取決めをしている。 □まだ、決めていない。
養育費の分担について
□まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

未成年の子がいる場合は、あてはまるものにチェック

【伊丹市に協議離婚届を提出する場合の必要書類】
◎届書 1通
◎印鑑 (押印は任意ですが訂正印として必要な場合があります)
◎本人確認書類 (運転免許証・旅券・マイナンバーカードなど)